

## 令和4年5月10日 美郷町農業委員会会議録

令和4年5月10日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	山田貞子
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	木村とも子
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	鈴木敏夫
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 17名

### 2. 欠席委員は次のとおり

欠席者 なし

## 1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前9時26分本委員会の閉会を告げた。

## 令和4年5月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年5月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時26分
5. 議事録署名委員 12番 佐藤 久  
13番 木村 とも子

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第5回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、12番、佐藤委員、13番、木村委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第17号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第17号、申請番号25番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請は1件で使用貸借権です  
申請番号25番、千畑地区の田7筆、13, 598㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。4月総会の基盤強化促進法で公社特例事業により〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売却された農地です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。  
申請番号25番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第17号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号25番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号25番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号25番については原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第17号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第18号農地法第4条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第18号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第18号、申請番号2番から3番について議案書をもとに朗読、説明 】  
 申請番号2番、千畑地区の田2筆、421㎡、申請人は〇〇〇さんです。  
 申請人は、経営規模の拡大により既存の施設では手狭となり、今回農作業小屋を新築するため農地転用を申請しました。面積は農作業小屋99.37㎡、作業スペース、雪捨て場、緩衝地321.63㎡の計画です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金です。当該地は農用地区域内農地ですが、農地法第4条第6項ただし書きにあります「農用地利用計画において指定された用途、農業用施設へ供するための転用」であり不許可の例外に該当すると判断しております。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5ページに平面図、6ページに立面図、7ページに公図を添付しております。  
 申請番号3番、千畑地区の畑1筆、117㎡、申請人は〇〇〇さんです。申請人は、既存の車庫が老朽化し解体後は雪捨て場としたいため、既存車庫の北へ車庫の新築を計画しました。面積は車庫47.70㎡、緩衝地69.30㎡です。総事業費〇〇〇円で、全額自己資金です。  
 当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定しております、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設敷地面積の二分の一を超えないものとなっております。この案件につきましては、8ページに位置図、9ページに配置図、10ページに平面図、立面図、11ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第18号について、事務局より説明が終わりました。  
 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。  
 4番委員 5月2日、午前11時から申請番号2番、〇〇〇さん宅を細井千代文委員、事務局とともに調査して参りました。書類等、現地等なんら問題ないものと確認をしました。同日11時半頃、3番〇〇〇さん宅を同じく細井千代文委員、事務局と3人で〇〇〇さん立ち会いのもと書類、現地を確認しました。なんら問題がありませんでしたので、ここに報告いたします。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号2番と3番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号2番と3番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番と3番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第18号については3番のみ秋田県農業会議へ進達いたします。2番は原案のとおり許可相当と意見決定いたし

ます。

次に、日程第4、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第19号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第19号、申請番号1番から2番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号1番、六郷地区の田1筆、畑1筆、計531㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地に隣接した宅地に居住していましたが、県外へ転出したため空き家となり、宅地、農地を手放したいこと、また、受人が建て売りを計画していることから、農地転用の申請をしました。

隣接の宅地に1棟、当該地に2棟の建売を計画しております。面積は、住宅153.02㎡、駐車スペース、通路、雪捨て場、緩衝地377.98㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第3種農地で、農地法施行規則第44条第3号にあります「都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められていること」とあり、この場所は都市計画地域の用途地域で準工業地域になります。準工業地域とは危険性、環境悪化が大きい工場の他は建てられる地域です。この案件につきましては、13ページに位置図、14ページに配置図、15ページにA区画の平面図、16ページにB区画の平面図、17ページにA区画の立面図、18ページにB区画の立面図、19ページに公図を添付しております。

申請番号2番、仙南地区の畑1筆、334㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は駐車スペースがないため、自宅から近い場所に駐車スペースの新設と自宅の物置も手狭なため物置小屋を計画しました。面積は駐車スペース、物置小屋268㎡、雪捨て場、緩衝地で66㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額自己資金です。用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるものに該当すると判断しております。この案件につきましては、20ページに位置図、21ページに配置図、22ページに立面図、23ページに公図を添付しております。以上です。

●議 長 議案第19号について、事務局より説明が終わりました。審議に入る前に、申請番号1番から順次調査の報告をお願いします。

11番委員 申請番号1番について調査の報告をいたします。4月28日午前10時頃、現地に佐々木定廣委員、譲渡人〇〇〇さんは県外在住のため委任者の〇〇〇さん、管理をしてくださっている近くの方、譲受人〇〇〇さんに立ち会っていただき調査しました。当該地は市街地にある小区画の農地です。現在休耕中で、管理はされていまして。書類の確認、調査項目に従って聞き取り調査をした結果なんら問題がないことを確認いたしましたので報告します。

●議 長 それでは、続いて申請番号2番について調査の報告をお願いします。

16番委員 申請番号2番について説明いたします。5月2日8時半頃、井関一良委員、事務局の高橋さん、譲渡人〇〇〇さんが県外在住ですので代理人として〇〇〇さん、受人の〇〇〇さん親子と現地で確認調査をしました。調査項目に従

- って調査した結果なんら問題がなかったことを報告いたします。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番と2番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
  - 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番と2番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
  - 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番と2番については原案のとおり決しました。  
よって日程第4、議案第19号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に諮問いたします。
  - 議 長 次に日程第5、議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第20号について事務局より説明願います。
  - 庶務班長 【 議案第20号、申請番号51番から66番までについて議案書をもとに朗読、説明 】  
初めに所有権移転です。  
申請番号51番、仙南地区の田3筆、6, 426㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで当該地は賃貸借契約をしておりましたが、渡人は農地を手放したく受人へ売買するものです。10aあたり〇〇〇円で引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人はコンバイン、籾摺り乾燥は委託、その他農機具は所有しております。  
申請番号52番、千畑地区の田3筆、3, 655㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は夫の農地を相続しましたが、耕作はできなく手放したいことから、夫の兄である受人が耕作することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人はコンバイン、籾摺り乾燥は委託、その他の農機具は所有しております。  
申請番号53番、仙南地区の田2筆、12, 855㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は両者が中間管理事業で賃貸借契約をしておりましたが、渡人は高齢で後継者は耕作しないため、受人が購入することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。  
申請番号54番、仙南地区の田6筆、7, 239㎡、渡人は〇〇〇さん、〇〇〇さんの共有、受人は〇〇〇さんです。渡人は父親から相続しましたが農地を手放したく、これまで農地法第3条で賃貸借契約していた渡人へ売買することにしました。10aあたり〇〇〇円で引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号55番、千畑地区の田4筆、畑1筆、5,022㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住しており、当該地を手放したく売買することになりました。売買価格は総額〇〇〇円、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号56番、千畑地区の田2筆、3,926㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は親から相続しましたが、自分では耕作できないため受入へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は糶摺り乾燥は委託、その他の農機具は所有しております。

申請番号57番、六郷地区の田2筆、2,019㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は後継者もなく農地を手放したいことから、受入が購入することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号58番、六郷地区の田2筆、2,013㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請番号57番の渡人と今回の渡人は姉妹であり売買理由、金額、引き渡し時期、受人の経営状況は申請番号57番と同じです。

申請番号59番、六郷地区の田1筆、525㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地と受入が耕作している隣地は合作地となっており、その解消のため売買するものです。売買価格、引き渡し時期、受人の経営状況は、申請番号57番と同じです。

申請番号60番、仙南地区の田1筆、1,429㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住しており、農地を手放したく、また当該地は合作地となっており、その解消のためにも売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は糶摺り、乾燥は委託、その他の農機具は所有しております。

申請番号61番、仙南地区の田3筆、10,890㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住しており、農地を手放したく、受入へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で引き渡し時期は5月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料9ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

つづきまして賃貸借設定です。

申請番号62番、千畑地区の田1筆、1,448㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり経営規模を縮小したいことから、受入へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で期間は3年間です。受人の経営状況につきましては、資料10ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

以下4件は再設定です。

申請番号63番、千畑地区の田6筆、5,579㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は、資料11ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号64番、仙南地区の田1筆、2,977㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料12ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号65番、千畑地区の田7筆、3,076.03㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料13ページのとおりです。受人は田植機は共同、その他農機具を所有しております。

申請番号66番、仙南地区の田6筆、26,278㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料14ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号51番から66番までの16件はいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第20号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号51番から66番まででございます。質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号51番から66番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号51番から66番までについては原案のとおり決しました。  
日程第5、議案第20号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に日程第6、議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）でございます。議案第21号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第21号について、申請番号80番から98番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。申請番号90番の期間は令和4年6月1日から令和9年5月31日までの5年間、その他の期間は令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間です。

申請番号80番、仙南地区の田4筆、6,649㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

申請番号81番、六郷地区の田3筆、4,843㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

申請番号82番、六郷地区の田2筆、畑1筆、計7,544㎡、出し手は〇



〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号83番、六郷地区の田12筆、19,845㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号84番、六郷地区の田3筆、畑1筆、仙南地区の田29筆、畑3筆、計104,522㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号85番、六郷地区の田16筆、15,835.61㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号86番、仙南地区の田2筆、5,968㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号87番、仙南地区の田2筆、1,050㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号88番、仙南地区の田1筆、649㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号89番、千畑地区の田6筆、六郷地区の田1筆、計11,541㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号90番、千畑地区の田2筆、4,099㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
以下5件の受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号91番、千畑地区の田19筆、33,328㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円です。  
申請番号92番、千畑地区の田1筆、1,368㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円です。  
申請番号93番、千畑地区の田4筆、5,053㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円です。  
申請番号94番、千畑地区の田17筆、24,813㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円です。  
申請番号95番、千畑地区の田24筆、23,687㎡、出し手は〇〇〇さん、総額で〇〇〇円です。  
申請番号96番、仙南地区の田2筆、3,090㎡、出し手は〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号97番、仙南地区の田3筆、10,490㎡、出し手は〇〇〇さん代表相続人〇〇〇さん、10aあたり〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号98番、仙南地区の田4筆、27,696㎡、出し手は〇〇〇さん、総額〇〇〇円で、受け手は〇〇〇さんです。  
申請番号80番から98番までの19件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第21号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号80番から98番まででございますが、本人案件がありますので、まずは申請番号80番から95番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは申請番号80番から95番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって申請番号80番から95番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号96番については本人案件ですので審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時23分

- 議 長 それでは、申請番号96番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号96番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号96番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時24分

- 議 長 それでは、申請番号97番、98番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号97番、98番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号97番、98番については原案のとおり決しました。
- 議 長 日程第5、議案第21号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第5回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時26分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年5月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐 藤 久

議事録署名委員 木 村 と も 子